

先が見えぬ長き闘い

歯科技工の海外委託問題訴訟原告団 代表 脇本征男

東京都歯科技工士協議会講演録

平成21年6月27日 於：東京都歯科技工士会館

1 私の略歴

私は、昭和41年、日大歯学部附属歯科技工士養成所を卒業し、同年歯科技工士の資格獲得し、昭和44年4月から世田谷区でラボ開業している者です。昭和47年に歯科技工士会に入会し、以来世田谷支部理事、専務理事、53年からは支部長を務めさせて頂きました。昭和59年度から都技専務理事、副会長（連盟理事長兼任）を2期6年、世田谷支部長当時より日技代議員として20数年間歴任して参りました。

2 家族の病気

私ごとですが、平成4年には20歳になった長男が重度再生不良性貧血という難病に罹り、前年、24歳の娘を嫁がせたばかりの父親の悲哀と「天国から地獄」を味わわされました。高額医療費制度がまだなかったころで、恥ずかしながらそれまで築いた家財産私財の全て処分し、子供の治療費に投入しましたが、終局、膨大な借財を抱えることになりました。感染が大敵の病気のため、一日、無菌室費用72,000円。それが一年半も続いたのです。そんな中、アメリカからの「治験薬」で、うさぎから採取した血清（日本で第一号）に救われ、一番辛かったであろう子供の旺盛な生命力が勝って、2年で退院することが出来、以降は通院生活を強いられるに至ったのです。現在は担当教授も驚く程の回復を遂げ、妻をめとり会社をやりながら、講師として母校の教壇に立っております。

私は、役員現役だったため、当時の役員・支部長方、そして会員や同級生の多大な手厚い物心両面のご支援は、生涯忘れられない恩義を心に刻んでおります。人間関係、人の心、夫婦愛、家族の支え合い、これらを学び、感謝の日々です。このことは、勢いに乗っていた私に、神が与えてくださった「試練」と、妻共々話題にし感謝しています。

3 私の信念

43年間、でっち時代も入れると51年間この業界でお世話になり、常に、家族を支えた原動力は自分が「歯科技工士」であったからに他なりません。知人の多くは、言い悪いは別に「いい加減にやめろよ」と言います。人は、施したことは些細なことでも覚えている。が、施されたことは忘れる。私は、受けた恩は「岩に刻んで生きる」。生き方をしたいだけのことです。年齢は関係ありません。確かに体力的には問題が生じてきます。しかし、80才でも青年の様な意気揚々とした生き方をしている方がおられます。

4 若年老人

最近若くても夢も希望ももてず、行き当たりばったりの生き方でつかみ所のない、いわゆる「若年老人」があまりにも目立ちます。そんな若者を見ていて、業界は果たして大丈夫なのか、この世の中で歯科業界は全うに国民の歯科医療に貢献していけるのか、老爺心ながら心配になります。

これは、彼らの育った教育環境もあるでしょうが、先輩としての私たちの業界形成にも大きな原因と責任があるように思えるのです。この業界の常識が、社会一般では非常識、不条理極まりないと言うことがあまりにも多いからであります。この半世紀、法が制定されて以来、外見的形式はそれなりに整っては来たものの、内容は、徒弟制度のその事から何ら脱皮出来ていないように思えるのです。これで、歯科技工士は果たして正常な業を営め、必要とされているのか。私たちは、経験を生かし、正しい対応と改革をしてこそ、次世代に繋げられるのではないのでしょうか。

5 技工業の矛盾

疑問の中、皆保険制度の我が国において、歯科技工士は関係ないと言われながら、業としてどっぷり浸かっていて、歯科技工士の基本的経済基盤確立であつたはずの、昭和63年の「大臣告示」問題すら未解決のままであり、今回の「歯科技工の海外委託問題」も、その図式は同一であり、歯科技工士が自らの問題として解決しないで一体、誰が解決してくれると言うのでしょうか。いずれも、法のもとで業を成している「歯科技工士自身の」自覚問題につきると思います。

法解釈が恣意的であり、希薄であります。厚生労働省、日歯、日技、都技、県技、支部、グループのあの人が言っていたことであり、自らの意思での確実な検証がなく、全てが他人任せなのです。はっきり言うと、この業界の非常に悪い恥部であります。

人間には間違があります。後先考慮してそれを正す努力、議論をするべきです。噂だけで人間性そのものまで否定された人間がいるとしたら、たまったものではありません。本質をわきまえず、「好き嫌い」でしか「人」を、「事」を判断することしかしないのです。それも自分が直接当たったわけでもなく、根拠もあいまいにもかかわらず、影響力のある人の噂が業界市井を闊歩するのはまことに恐ろしすぎます。これでは、せつかくの社会的認識や展望も将来に繋がり難く、人は育ち難く、そんなところには若い人も近づかず、居着きません。

6 日技の姿勢

日技は、海外委託問題は代議員当時から、「違法行為」と言うが根拠は？法の不備、穴がある、それは何か、問い続けました。一切答えず、「しかるべき方々に相談している」。これで、納得できますか？3・4年前にこの問題で「日本歯技」・「歯科技工士の杜」に投稿しました。会員の主張として、日技の姿勢、政策、実態を質すつもりだったわけですが、日技に関するところは全部削られ、「あなたの文章は品位に欠け、会員の誤解を招く」には驚きました。会員の率直な意見を拒否する団体。組織の自浄作用には耳と目を傾けない団体。それでも一応妥協して載せて頂きました。ご覧になった方のご意見を真摯に賜りたいと思います。

7 厚生労働省との折衝

平成15年6月、インターネットで、ある業者が「海外委託OKの認可を得た」と言う書き込みがあり、大塚氏と厚生労働省歯科保健課に駆け込んだのです。幸いにも、偶然在室の瀧口課長、田口課長補佐、平山技官と面会が叶いました。最初はそんなこと知らない。風評じゃないの？と言っていました。話しているうちに、「細々とやってる技工所くんだり、なんで海外委託なんかめくじらてるのか」「我々は警察ではない、違法性があるのなら警察へ行ってくれ、刑法だ！刑法だ！」この下りは、わが業の管理監督行政の言動として、生涯忘れることができません。世田谷警察に伺いました。歯科技工士法を読んでもらい、事情説明したら「限りなく違法性がある」ということでした。都技田中澄良会長時代、担当者と警視庁へ同道させて頂いたこともありましたが、都技は当時、未(無)承認材料輸入の違反が主でした。

8 都技プロジェクトプランから独立

そうこうしてるうちに練馬支部を中心に西部ブロックに「海外委託反対」の一大旋風が巻き起こり、平成16年都技のプロジェクトプランIから独立し、執行部の中に「遵法・歯科技工行為の海外委託問題対策本部」設立までこぎ着け、弁護士2名(小野、加藤先生)と契約したのです。対策本部員として三役と大塚氏と私という構成でした。

基本方針	歯科技工行為の海外委託の是正
基本理念	歯科技工士法の遵守・違法行為を 早急に是正・医療技術者としての 職業倫理の構築

9 厚労省「平成17年通達」発信の経緯

都技対策本部として可能な限り、都庁、保健所、日技と折衝を重ね、意見集約をしました。その結果を経て、平成17年3月11日、日技の仲介を得、「厚生労働省歯科保健課」に「申入書」持参で本部員全員と弁護士で伺いました。即答は得られず、回答は日技を通すという約束で引き下がりました。6月、都技代議員会総会である業者をターゲットに「刑事告発せよ」の決議があり、7月、警視庁に「刑事告発」に及びましたが、一時預かりということでした。それは、「厚生労働省の正式見解」を持ってこい

ということでした。対策練り直しです。厚生労働省の正式見解を早く取るために政治家等の交渉やら、都技連盟との共闘など、対策の練り直しを図っていた矢先、何の回答のないまま、17年9月8日「国外で作成された補てつ物等の取扱について」というご存知歯科保険課長名で各都道府県衛生主管部(局)長当への通達が発出されたのです。

いわゆる、海外補てつ物は、様々な危惧はあるものの、歯科医師が注意をして患者の承諾を得れば輸入が可能だということです。時の専務さんと警視庁へ持って行きました。「こんなんじゃどっちともとれて対応できないや」警視庁の増田さんという係官の話。医師の個人輸入裁量のあることは承知しております。それは、薬事法に基づいて、材料であったり、治験薬であったり、と規制は厳しいと思います。

しかし、歯科技工士法2条では歯科医師が「当該治療の患者の補てつ物等を自ら作製することは歯科技工士法外」としても、自らの技工行為が、即海外委託だったり、それも有資格者と確認も出来ない者に技工を委託して良いという、余りにも飛躍した歪曲解釈ではないでしょうか。これは国の内外を問わず、歯科医師が可とすれば、歯科技工士の免許のない者に技工を委託することが可能となる論理と考えられます。

歯科技工の委託は歯科医師か歯科技工士以外無いのです。法律は明白であります。何のことはない経済至上主義の一環で、「安ければ」の潜在欲求の現れであると考えております。待ちに待った厚生労働省の回答は、この「通達」だったのです。

10 都技の活動中止

いかに日技とは言え、都技対策本部に対する組織上の非礼、不作為は免れません。そんな中、17年10月30日をもって、理事会決定で対策本部は解散の申し渡しがあり、理由は、後は執行部で責任持ってあたる。日技がやるといっている。資金的にも問題がある。からということでした。

11 弁護士川上詩朗先生との出会い

私たちは、任意の会、故事来歴、「隗(かい)よりはじめよ」の「隗」をたちあげて勉強会を持っておりましてので、継続してこの問題を主題に、練馬支部、西部ブロックを中心とする協力賛同者で、あきらめずに解決策を議論したのです。それから、しばらくは弁護士会館、行政評価局、裁判所、他の弁護士事務所等、組織の軸を失った放浪旅でした。そして、古くから知っていた主幹格の工藤勇二先生の居られる新宿法律事務所を訪問したのが3年前です。

そこで、川上詩朗先生を紹介され、まさに8人目という末広がり縁起のいい出会いでした。先生は、正義感が強く、経験豊富、人間性豊か、民事から刑事、団体折衝等、上げればきりがなく、経済を度外視してまでも中国との戦後処理問題にまで尽力され、奔走されて居られる人権派でもあります。最初は、他の先生と同じく「しぶられた」ことは事実です。その時も、開口一番「何で組織はやらないのか」。事情説明して納得して頂く努力を懸命にしました。そして、了解を得るまで3ヶ月くらい懸かったでしょうか。今、先生は理論的には歯科技工士より歯科技工士らしい。でも無資格者ですから歯はつくれぬ。

1 2 提訴へ、カンパのご協力

警視庁との一件を報告。民事にて訴訟。中へ入り込む。勝ち負けよりも何とか違法行為をストップさせる手段。あくまでも、小国家賠償は手段。北海道から九州まで、80名の歯科技工士が原告として申し出頂いたのには、感激でした。

平成19年6月22日、東京地方裁判所へ提訴。弁護士費用の着手金100万のうち練馬支部が70万、後は少々のカンパと私たち「隗」で。また、印紙代44万をポンと出してくださった方がいたので。今日あるのはこの方々のおかげです。練馬支部では個人的にも多くのカンパを申し出て下さいました。もう支部単位では100万は優に超えるご協力を頂いております。

1 3 一審判決、そして控訴・進行協議へ

ご承知の通り、20年9月26日の判決で、2本立てのいずれも却下と棄却という、中に入れず、玄関払い同様の判決でした。当然のことながら即時控訴手続きし、高裁に控訴。現在、控訴審のまっただ中であります。

そして、4月15日、三回目の弁論の時、もう終わりかなと予想していたのですが、突然、裁判長から「進行協議」の提案がなされ、現在、6月22日で三回目を終了したばかり。進行協議の子細は川上先生にお願いするとして、私たちは可能性は最後まであきらめない。進行協議では訴訟外で、海外委託問題を解決に向けて対応を講じるために、有識者、歯科医療関係者（これには日技、日歯、その他）、国民の視点から消費者団体関係者等による検討機関を提案しております。

1 4 期待する裁判外での活動

厚生労働省がしかるべき業界組織から正式要請があれば応じる。という確かな情報を得ました。各都道府県技の会長方にその旨を伝え、今賛同をFaxで待っている状態です。是非、東京都技も日本の指導的、全国の歯科技工士の羨望の組織として、主体的に自発的に賛同の意志を表明して欲しいと、お願い致します。不肖私も東京の会員でもあります。

裁判外で、本来協議すべき組織の代表格が協議されることですから、私たち原告はあくまでも原告を貫き、検討機関のメンバーに参加することを求めています。最高裁に上告する方法も残されてはおります。しかし、さらに時間と資金をかけて最高裁で争うより、今、せつかく問題解決のために裁判所が与えてくれたチャンスを、「私たち自らの組織であるはずの日技がどうの」で潰してしまつては後世に大きな禍根を残すこととなります。

まさに、政界も地方自治に権利委譲で燃えておりますが、中央が至らない点を攻めてばかり居ないで、だったら、自らの手で作り上げる勇気と知恵で努力をするべきと考えます。

自慢ではありませんが、私たち80名は当初、いや今でも白目で見られながら、組織を頼っても、誰も振り向いてくれないところから、「やらなければ」の気持ちを奮い立たせ、歯科技工士個人として立ち上がり、ここまで辿り着くことが出来たのです。

進行協議で可能性が残されているうちは、地方組織とて立派な組織であり、会員の最も近い意思機関です。その力を十分に有効裡に発揮して、不合理性

の解決に向けて共に頑張っていこうではありませんか。

1 5 都技へお願い

この機会にお願い致します。都技の西沢会長には全国の会長の先頭に立って各都道府県技を説得し、問題解決の牽引者のお役目をして頂くように、是非お願い致します。私たちは、歯科技工士としてかかる基本的問題解決無くしては、ますます業界の先細りを招きかねないと考えております。

この問題解決に向けて、思想、信条、宗教を超えて超党派にお願いし、現在まで自民党から共産党まで14の国会議員による質問、意見書、質問主意書、の提出を頂きました。

又、地方自治体の陳情書、意見書採択は、今日現在、2県議会、12市議会、19町村議会から国へ上げて頂いております。支援者名簿も2万筆を超えて頂戴致しました。支援金ももう少して最高裁で戦える目標に近づいております。

都技では公式のお話は今回が初めてですが、当初より、心ある支部や会員は、日技、都技に気を遣いながらも、ありがたいご支援ご協力を頂戴致しております。

この場をお借りして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

1 6 中国視察の報告

この度、6月7日～10日、保団連のお誘いで中国・北京のラボ視察を同道させて頂きました。この4月の厚生労働省の調査結果に疑問もあり、自分なりに検証の意味もあったので、保団連のご厚意と原告皆さんの熱い勧めもあって参加させて頂きました。一応の報告は資料をごらん頂ければ有り難いと思います。

また、詳しい報告は、第二回シンポジウムを8月23日(日)九段会館で行うことにしておりますので、そちらで報告させて頂きます。ぜひ、ご参加願いたいと思います。

ただ、ここでは大きく感じたことだけを申し上げます。とにかくでかい。日本の26倍の面積。南北約5,500Kメートル。北はツル、南はゾウが生育。東西は約4時間の時差。人口は、日本の10倍。13億～14億。56多民族。90%以上が漢民族。言葉7方言。最も言いたいことは、基本的に日本は医療であり、中国は産業であるということです。

今、中国では日本の優れた技工士と指導者を欲していると言うことです。あるラボのオーナー兼、学校の校長先生が言いました。彼は医師、歯科医師でもある。

「日本の法律、制度、技術は最高です。私も日本で学んだ先人から学びました」。日本を学んで「国民歯科医療の確立できる、法律、制度を学びたい」と言っていました。そのために貢献してくれる人はいませんか。

又、3万5千人も歯科技工士が居てどうして今回の問題解決のために立ち上がらないのか。「日本の全てに学ぼう」とする大国の指導者にお会いできて、感動と共に、本当に恥ずかしいと思いました。海外を視察することも有意義ではあるが、自らのおかれている環境下を直視し、自分自らを知ることの方が、より肝心な気がしました。

ご静聴ありがとうございました。 完